

教員養成セミナー2021年7月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニング動画

◆第10回◆教育法規④-1
懲戒と体罰

講師：植竹 丘（共栄大学）

学校教育法第11条（懲戒）

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則第26条 1・2項

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、**退学**、**停学**及び訓告の処分は、**校長**（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

学校教育法施行規則第26条第3・4項

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

義務教育諸学校における処分

設置者	校種	退学	停学
国立		○	×
公立	市町村立（就学指定）	×	×
	併設型中学校	○	×
	中等教育学校（前期課程）	○	×
私立		○	×

文科省通知（平25・3・13）

2 懲戒と体罰の区別について

（1）教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

（2）（1）により、その懲戒の内容が**身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。**

文科省通知（平25・3・13）

（2）認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

文科省通知（平25・3・13）

(1) 体罰（通常，体罰と判断されると考えられる行為）
（略）

○被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

・放課後に児童を教室に残留させ，児童がトイレに行きたいと訴えたが，一切，室外に出ることを許さない。

・別室指導のため，給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き，一切室外に出ることを許さない。

（略）

教員養成セミナー2021年7月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニング動画

◆第10回◆教育法規④-2

性行不良の児童生徒に対する出席停止・
いじめ

講師：植竹 丘（共栄大学）

義務教育諸学校における処分

設置者	校種	退学	停学
国立		○	×
	市町村立（就学指定）	×	×
公立	併設型中学校	○	×
	中等教育学校（前期課程）	○	×
私立		○	×

学校教育法第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(中略)

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

いじめ防止対策推進法第1条（目的）

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の**教育を受ける権利**を著しく侵害し、**その心身の健全な成長及び人格の形成**に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（**いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処**をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

いじめ防止対策推進第2条第1～3項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

いじめ防止対策推進法第3条第1・2項

いじめの防止等のための対策は、いじめが**全ての児童等**に係る**問題である**ことに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、**学校の内外を問わず**いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び**他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがない**ようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす**影響**その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

教員養成セミナー2021年7月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニング動画

◆第10回◆教育法規④-3
児童虐待

講師：植竹 丘（共栄大学）

児童虐待の防止等に関する法第2条（定義）

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（**十八歳に満たない者をいう。以下同じ。**）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下略）その他の**児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。**

児童虐待の防止等に関する法律第5条第1項

学校，児童福祉施設，病院，都道府県警察，婦人相談所，教育委員会，配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び**学校の教職員**，児童福祉施設の職員，医師，歯科医師，保健師，助産師，看護師，弁護士，警察官，婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は，児童虐待を**発見しやすい**立場にあることを自覚し，児童虐待の**早期発見**に努めなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律

第6条第1項

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村，都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村，都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第9条第1項

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。